

資格取得者

資格名	人数	資格名	人数	資格名	人数
技術士	4	浄化槽設備士	6	水質関係第一種公害防止管理者	1
技術士補	17	測量士	20	監理技術者	3
RCCM	2	測量士補	13	農業水利施設機能総合診断士	1
コンクリート診断士	1	第3種電気主任技術者	2	農業水利施設補修工事品質管理士	1
1級建築士	1	第2種電気工事士	6	農業農村地理情報システム技士	4
環境計量士	1	2級電気工事施工管理技士	2	会計指導員	7
1級土木施工管理技士	19	ダム管理主任技術者	2	衛生管理者	4
2級土木施工管理技士	8	土地改良換地士	18	危険物取扱者乙4種	6
上級集落排水計画設計士	5	土地改良補償業務管理者	1	簿記検定2級	5
浄化槽管理士	17	2級管工事施工管理技士	1	情報処理技術者基本情報技術者	4
浄化槽技術管理者	13	農業土木技術管理士	31	情報処理技術者応用情報技術者	1

令和6年度

みどり 水土里ネットやまがたの概要

21世紀の農業・農村づくりを支援しています

業務登録

測量業者 登録番号 第(5)-27202号

一級建築士事務所 登録番号 山形県知事登録(1810)第1428号

計量証明事業所 登録番号 第30号 事業の区分 濃度(水及び土壌)

建設コンサルタント 登録番号 国土交通省登録(建02)第8332号 登録部門 農業土木

プログラム著作権登録 登録番号 P第8820-1 水利施設管理台帳 GISシステム

本所 〒990-2473 山形市松栄一丁目7 48

総務部 FAX 023-647-5391

総務課(技術対策室) TEL 023 647 5370(代)

企画指導課 TEL 023 647 5371

土地改良区支援室 TEL 023 647 5371

地域支援室 TEL 023 647 8851

技術部 FAX 023-647-5392、5393

農村計画課 TEL 023 647 5381

農村整備課 TEL 023 647 5374

(ため池SC室) TEL 023 647 5389

農地調整課 TEL 023 647 5373

庄内支所 〒997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東 4-1

TEL 0235-66-4511 FAX 0235-68-1011

最上支所 〒996-0041 新庄市大字鳥越字向平 1394-2

TEL 0233-23-1720 FAX 0233-28-2211

置賜支所 〒999-2232 南陽市三間通関口前 463-1

TEL 0238-40-3111 FAX 0238-50-0061



農業・農村は、食料の安定供給という役割だけでなく、緑豊かな景観、日本古来の伝統文化の伝承、さらには、国土・環境の保全、水源のかん養、洪水防止機能など、私たちの生活に密着した多面的な機能を有しています。

私たち『水土里ネットやまがた』は、農業・農村が持つ地域資源を有効に活用し、農業の持続的発展とこれを支える農村の総合的な振興を図るため「21世紀の農業・農村づくり」を積極的に支援します。



山形県土地改良事業団体連合会

“水土里ネットやまがた”は、農業農村整備事業の技術援助などの事業活動を展開しています

地域づくり支援・各種調査

地域を再評価するワークショップや地域住民意向調査等の地域づくりの取り組み、環境に配慮した事業をするための生き物調査などを行っています。



技術援助

地域の将来構想を考えた事業計画の作成、計画に基づいた実施設計書の作成など、農業農村整備事業の技術援助を行っています。農地の集積や測量・登記なども行っています。



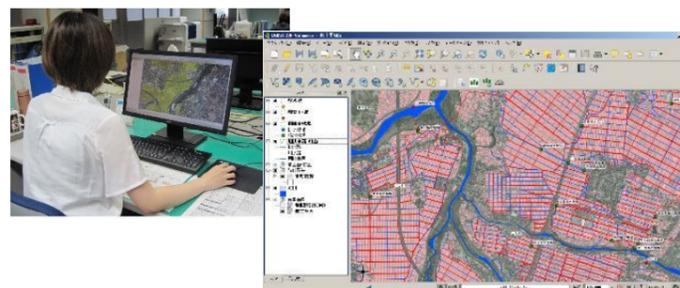
会員支援・広報活動

会員を対象とした研修会、相談業務を行うとともに、一般の方を対象にした広報事業も展開しています。



水土里情報システム

本会が提供する水土里情報システム（GISによる農地情報システム）は農業分野の業務の効率化に威力を発揮します。



維持管理

農地や水利システム、土地改良施設の適切な維持管理の指導や管理技術者の育成事業を実施しています。



沿革

山形県土地改良事業団体連合会（愛称「水土里ネットやまがた」）は、土地改良事業を行う市町村、土地改良区（愛称「水土里ネット」）などの協同組織として、土地改良法に基づき昭和33年12月に農林水産大臣の認可を受け設立されました。

目的

会員である市町村、水土里ネットが行う土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同利益の増進をはかることを目的として、会員の技術面及び運営面にわたる指導・支援と、国又は県の行う土地改良事業に対する協力を行っています。

性格

土地改良法を基に設立された法人で、市町村、水土里ネットを会員としており、その性格は、設立の目的、事業内容、設立手続き等から公益性を有しています。

会員



支部	市町村	土地改良区	計
東南村山	5	11	16
西村山	5	4	9
北村山	4	6	10
最上	8	11	19
置賜	8	9	17
北庄内	4	6	10
南庄内	3	4	7
計	35	51	86

鶴岡市、酒田市は北庄内支部及び南庄内支部の両方に所属するため団体数と計が一致しない。